

別記様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成31年 4 月 26 日

更新日：令和 4 年 4 月 6 日

1 作成者

住所（フリガナ）：^フォン ^ノン ^ギエップ ^{ヴァ} ^フアット ^{トリ}エン ^ノン ^トン ^{ティ} ^トラン ^{チュ} ,
Phòng Nông nghiệp và Phát triển nông thôn, thị trấn Chũ ,

^フェン ^ルック ^ガン ^{ティ}エン ^バック ^{ジャ}ン ^{ヴィ}エットナム
huyện Lục Ngạn, tỉnh Bắc Giang, Việt Nam (ベトナムバックジャン省ルックガン県チ
ュ町農業農村開発部)

名称（フリガナ）：^ホイ ^{サン} ^スアット ^{ヴァ} ^{ティ}エウ ^トウ ^{ヴァ}イ ^{ティ}エウ ^ルック ^ガン
Hội sản xuất và tiêu thụ vải thiều Lục Ngạn (ルックガン テ
ィエウライチ生産消費協会)

代表者（管理人）の氏名及び役職：Nguyen The Thi ルックガン ティエウライチ生
産消費協会会長

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（ライチ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ルックガン ライチ、ヴァイティエウ ルックガン、LUC NGAN LYCHEE
VẢI THIỀU LỤC NGẠN

4 明細書の変更

ルックガン ティエウライチ生産消費協会（以下「生産者団体」という。）は、特定
農林水産物等の名称の保護に関する法律第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当
該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

生産者団体は、ライチの木が新しく植えられるときはいつでも、生産業者の栽培記録
の品種情報を確認すると共に、生産地での現地調査を通じて、生産業者が生産地域内に
ある優良な木から栄養繁殖した品種「ティエウ」を使用しているか否かを確認する。

(2) 生産地の確認

生産者団体は、各生産業者からの生産地所在地に関する報告と、生産者団体の支部又はコミュニケーション人民委員会に承認されたライチ栽培に関する生産規模及び生産量に関する報告に基づき、年一回定期的に、現地調査を通じて、生産地の確認を行う。

(3) 栽培の方法の確認

生産者団体は、バックジャン省の科学技術局、農業農村開発局、商工所の連携のもと、各生産業者の栽培に関する記録に基づき、また、必要なときにはいつでも、生産場所における現地調査を通じて、ルックガンライチの栽培方法が守られているか確認する。

(4) 出荷規格・最終製品の確認

生産者団体は、全ての生産地を訪問し、ルックガンライチの等級分け及びラベル貼付活動に関し検査する。検査結果は、生産業者が出荷規格を遵守していることを保証し、最終製品を認証するため、記録される。生産地と取引場所での現地調査は、収穫時に、年1回（通常6月に）定期的に行われる。

(5) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種の確認

生産者団体は、明細書に定められた品種に従った生産が行われていない場合は、当該生産業者に対して是正を求める。警告を受けたにもかかわらず是正が行われない場合は、当該生産業者のライチの出荷を禁止するものとする。

(2) 生産地・栽培方法について

生産者団体は、明細書に定められた生産地や栽培方法に従った生産が行われていない場合は、当該生産業者に対して改善指導や警告を行い、是正を求める。警告を受けたにもかかわらず是正が行われない場合は、当該生産業者を除名することができる。

(3) 出荷規格・最終製品について

生産者団体は、明細書に定められた出荷規格と最終製品の基準を満たしていない産品については、「ルックガンライチ」の地理的表示を使用した状態で出荷しない。生産業者が定められた出荷規格及び最終製品に適合しないライチを出荷した場合には、生産者団体は、当該生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。警告を受けたにもかかわらず是正が行われない場合は、当該生産業者を除名することができる。

(4) 講習会及び研修カリキュラムの開催

生産者団体は、生産業者が明細書に定められた生産地及び栽培方法を遵守するよう、毎年、生産業者に対し、講習会と研修プログラムを開催する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産者団体は、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法及び生産地の各基準をいずれも満たしたライチについてのみ地理的表示である「ルックガンライチ」が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「ルックガンライチ」が包材に適切に使用されているかについても確認する。なお、GI マークは使用しない。

(2) また、(1)の確認において、以下のライチがないかも確認する。

ア 明細書に記載の生産の方法及び生産地の基準を満たしていないライチであるにもかかわらず、地理的表示である「ルックガンライチ」が使用されているライチ

イ 地理的表示である「ルックガンライチ」に類似する表示が使用されているライチ

ウ GI マーク又はGI マークに類似する表示が使用されているライチ

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 生産者団体は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産業者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体は、組織規約の規定に基づき、当該生産業者を除名する等ができるものとする。

ア 明細書に記載の生産の方法及び生産地の基準を満たしていないライチであるにもかかわらず、地理的表示である「ルックガンライチ」が使用されている場合

イ 地理的表示である「ルックガンライチ」に類似する表示が使用されている場合

ウ GI マーク又はGI マークに類似する表示が使用されている場合

(2) 生産者団体は、6(4)に記載の講習会等の機会において、構成員である生産業者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

生産者団体は、毎年1月1日から12月31日までを一年度とする。生産者団体は、年度終了後3か月以内に、次の書類を作成し、日本国農林水産大臣に提出する。

(1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料

生産者団体が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む）

(3) 提出時点における最新の明細書

(4) 提出時点における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体は上記の9の書類に加えて以下の書類を、当該書類が日本国農林水産省に提出された日から5年間、保管する。書類は、ベトナム国バックジャン省ルックガン県チュ町の農業農村開発部の生産者団体事務所で保管される。

生産者団体の構成員である生産業者が作成し生産者団体に提出させた報告書

11 連絡先

[illegible]